

第 1 0 9 号議案

阪神広域行政圏協議会規約を廃止する規約に関する協議について

阪神広域行政圏協議会の廃止に関して、関係市町と協議するため、地方自治法第 2 5 2 条の 6 の規定により、別紙のとおり市議会の議決を求める

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

平成 2 2 年 3 月 3 1 日をもって阪神広域行政圏協議会を廃止するため、この規約を制定しようとするもの。

阪神広域行政圏協議会規約を廃止する規約

阪神広域行政圏協議会規約（昭和63年10月1日制定）は、廃止する。

付 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

参 照 1

阪神広域行政圏協議会規約を廃止する規約要綱

1 制定の趣旨

平成22年3月31日をもって阪神広域行政圏協議会を廃止するため、この規約を制定しようとするもの。

2 制定の内容

阪神広域行政圏協議会規約の廃止

3 施行期日

平成22年4月1日

地方自治法抜粋

(協議会の設置)

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届けでなければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

(第4項から第6項まで省略)

(協議会の組織の変更及び廃止)

第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。